

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第 28 号）

1 佐賀県税条例の一部改正関係

- (1) 法人事業税の所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げることとした。（第 49 条関係）
- (2) 個人の県民税における住宅ローン減税措置の対象期間を延長することとした。（附則第 5 条の 6 関係）
- (3) 給与所得者等が地方団体に対する寄附金を支出し、申告特例通知書の送付があった場合における個人の県民税の寄附金税額控除の特例を講じることとした。（附則第 12 条関係）
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置について、軽減対象を見直しの上、2 年延長することとした。（附則第 18 条の 2 関係）
- (5) 農業に係る機械の動力源に供する軽油の引取り等に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、一部の業種を除き、3 年延長することとした。（附則第 18 条の 4 関係）
- (6) 対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を課さないこととし、有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に係る狩猟税を 2 分の 1 に軽減する措置を平成 30 年度まで講じることとした。（附則第 24 条及び第 24 条の 2 関係）

2 佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正関係

地方消費税の税率を引き上げる施行日を平成 29 年 4 月 1 日に変更することとした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。